

平成 30 年度慢性疼痛診療体制構築モデル事業公募要領

1. 総 則

慢性疼痛診療体制構築モデル事業を実施する法人選定のための公募について、この要領に定める。

2. 法人の業務

法人の実施する事業内容は、別添「慢性疼痛診療体制構築モデル事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に定めるとおりとする。

3. 応募の資格

以下の（１）～（３）までの全ての条件を満たす法人であることとし、（４）については、これを満たすことを基本とするが、地域に痛みセンターがないといった特段の理由がある場合には必須としない。

- （１）法人において、慢性の痛みに関する専門性の高い診療を実施する体制を有しており、事業に関する事務処理等を適切に実施する能力を有する法人であること。
- （２）本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等に関する管理能力を有すること。
- （３）厚生労働省から補助金交付等停止を受けている期間中でないこと。
- （４）実施要綱の別紙に掲げる「痛みセンター連絡協議会の構成施設」（以下この要領において「痛みセンター」という。）であるか、又は痛みセンターと連携して本事業を実施できる法人であること。なお、複数の痛みセンターが連携して実施する場合も、いずれかの痛みセンターが代表して申請を行うこと。

4. 事業規模及び対象経費について

（１）事業規模・選定予定数等

- ①平成 30 年度予算額（案）：64,704 千円
- ②選定予定数：各ブロック（北海道、東北、関東甲信越、東海・北陸、近畿、中国、四国、九州）ごとに 1 カ所程度で合計 8 カ所程度を想定しているが、提出された事業計画に対する評価の結果や、地域性等を考慮し、8 カ所以上・以下の採択とする可能性や、1 ブロックにおいて複数を選定する可能性や、採択をしない可能性もある。なお、一つの連携体制においてブロックをまたいだ連携体制を構築も可とする。
- ③採択事業規模：申請毎に当該連携体制に参加する痛みセンター数に応じて、

以下の額を上限の目安とする。

- ・参加する痛みセンターが0又は1の場合：500万円程度
- ・参加する痛みセンターが2又は3の場合：800万円程度
- ・参加する痛みセンターが4又は5以上の場合：1,100万円程度

④事業計画の評価を踏まえ、事業計画上の計画額を、減額して採択する可能性がある。

(2) 補助対象経費

事業に必要な諸謝金、旅費、庁費（備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、賃金、会議費）、委託費とする。

なお、本補助金は予算の範囲内において補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)などの関係法令のほか、別に定める交付要綱の定めにより交付する。

5. 事業の実施期間

法人選定日～平成31年3月31日

6 説明会の開催

本事業に係る説明会は、平成30年3月9日（金）15：00～15：30、厚生労働省（中央合同庁舎第5号館）にて開催を予定しているので、出席を希望する場合は、平成30年3月7日（水）までに、下記の【本件担当、連絡先】あて連絡すること。

7. 応募方法等

提出書類、提出期限等

(1) 提出書類

以下の書類を9部提出すること。

- ① 平成30年度慢性疼痛診療体制構築モデル事業実施法人応募書（別紙1）
- ② 経費内訳書（別紙2）
事業を実施するために必要な経費のすべての額（消費税及び地方消費税額を含む。）を記載した経費内訳書
- ③ 法人の概要、定款（又は規約）、業務方法書など応募法人の活動が分かる資料

(2) 提出期限等

- ① 提出期限：平成30年3月16日（金）17時（必着）
- ② 応募書の提出先

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
中央合同庁舎5号館7階
厚生労働省健康局難病対策課難病医療係
担当：神田、藤井
TEL：03-5253-1111（内線2355）

③提出方法

原則として「郵送又は宅配便」とするが、直接持参も可とする。ただし、直接持参する場合は、事前に提出先に連絡すること。

「FAX」又は「電子メール」による提出は不可とする。

※ 郵送の場合、封筒の宛名面には「平成30年度慢性疼痛診療体制構築モデル事業」と朱書きにより明記すること。

④提出に当たっての注意事項

- (ア) 受付時間は月曜日から金曜日の10時から17時まで（12時から13時までを除く。）とする。
- (イ) 理由の如何にかかわらず、提出した応募書等を変更又は取り消すことはできない。
- (ウ) 提出された応募書等は、当該審査以外に提出者に許可なく使用しない。
- (エ) 応募書等の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
- (オ) 電話による質問、ヒアリング及び追加資料の提出を求める場合がある。
- (カ) 一法人当たり1件の申請を限度とし、それを超える申込みを行った場合はすべての申請を無効とする。
- (キ) 虚偽の記載をした申請は無効とする。
- (ク) 応募資格を満たさない法人の申請は無効とする。
- (ケ) 前記(カ)から(ク)までに掲げるほか、本公募要領に違反した申請は無効とする。

8. 応募法人の審査

(1) 審査の方法

法人の採択については、健康局難病対策課において応募要件に該当する旨を確認した後、応募内容等を審査するが、審査は、難病対策課に「慢性疼痛診療体制構築モデル事業実施法人選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査評価基準に基づき実施する。

審査委員会は、申請者から提出された応募書等の内容について、書類審査及び必要に応じてヒアリングを行い、それらの評価結果を基に、優秀と認められ

る法人から、事業規模と予算額とともに、応募された慢性疼痛診療体制の内容のバランス等を勘案し、概ね8法人程度をメドに選定する。

ただし、事業の規模等に応じ、選定する法人数には変更がありうる。

なお、審査は、非公開で行い、その経緯は通知せず問い合わせにも応じない。

また、提出された応募書等の審査資料は、返却しない。

(2) 審査の手順

審査は以下の手順で実施する。

①形式審査

提出された応募書等について、難病対策課において「3. 応募の資格」への適合性について審査する。

なお、「3. 応募の資格」を満たしていない者については、②以降の審査対象から除外する。

②書類審査

審査委員会により書類審査を実施する。

③ヒアリング審査

必要に応じて審査委員会により申請者(代理も可) に対してヒアリング審査を実施する。

④最終審査

書類審査及びヒアリング審査における評価等を踏まえ、審査委員会において最終審査を実施し、法人を決定する。

(3) 審査の基準

審査の基準は以下のとおりとする。

①事務処理能力(業務遂行体制)

- ・事業を実施するために必要な体制(人員、事務処理体制(国庫補助金の事務処理を含む。)、管理体制)を有しているか。
- ・事業を的確に実施するために十分な管理運営能力があるか。

②慢性疼痛診療に関する知見等

- ・慢性疼痛に関する医学的知見(慢性疼痛診療に従事する者及びその実績等)はあるか。

③事業内容

- ・事業内容が、実施要綱の要件に沿う内容となっているか。
- ・事業内容が、地域の医療資源等の実情を踏まえ、慢性疼痛患者に対し、適切な医療を提供できる内容となっているか。
- ・事業内容が、本事業で目指す慢性疼痛診療体制モデルの構築に寄与する内容であるか。

(4) 審査結果の通知

審査の結果については、審査委員会における最終審査が終了次第、速やかに応募法人に対して通知する。

9. 応募審査スケジュール（予定）

応募期間：平成30年3月2日（金）～3月16日（金）（必着）

審査：平成30年3月中旬

結果連絡：平成30年3月下旬

※ 上記スケジュールは目安であり諸般の事情により変更されることがある。

10. 事業の実施について

法人採択後、必要な手続きを経た後、速やかに事業を実施すること。

(別紙1)

平成30年度慢性疼痛診療体制構築モデル事業実施法人応募書

(※ 斜字体は削除してください。)

申請者 (法人名) : _____
担当者名 : _____ 所属部署 : _____
TEL/e-mail : _____

1. 事務処理体制

※1 本事業の事務処理の体制(事務処理に当たる人員、事務処理体制(国庫補助金の事務処理を含む。))について説明してください。

(記載例)

●●大学○○課

◎◎課長 _____ △△係長 _____ 係員 ◎名

◎◎大学◎◎センター

事務担当者 ◎名

※2 本事業を的確に実施するための管理運営体制(事業全体の進捗・管理を行う者等)について説明してください。

(記載例)

事業執行に係る事務は、◎◎センターの担当者が行うが、国庫補助金等の管理は、◎◎大学◎◎規定に基づき、◎◎課において行っており、交付を受けた補助金については、◎◎課において、その執行管理を行う・・・

2. 慢性疼痛診療に関する知見等について

※ 慢性疼痛に関する医学的知見（慢性疼痛診療に従事する者及びその実績等）について、説明してください。

3. 事業内容について

(1) 慢性疼痛診療体制について

構築する慢性疼痛診療体制に参画する痛みセンター及び連携機関
全てについて、下記に記載すること

【痛みセンター】

- ①：（施設名）

- （診療科名）

- （職種名）

- （必要に応じ適宜追加すること）

【連携機関】

- ①：（施設名）

- （診療科名）

- （職種名）

- ②：（施設名）

- （診療科名）

- （職種名）

- ③：（施設名）

- （診療科名）

- （職種名）

- ④：（施設名）

- （診療科名）

- （職種名）

- （必要に応じ適宜追加すること）

(2) 痛み診療コーディネーターについて

配置する予定の施設： _____

配置する予定の職種： _____

※ 上記の「痛みセンター及び連携機関による連携体制及び痛み診療
コーディネーターの役割等」を示す図を別紙にて作成し、具体的な
連携方法について、明示すること。

(3) 研修会の開催について（延べ30時間程度を目安とする。）

研修会の開催予定回数： _____ 回程度

研修会の予定受講者数： _____ 人程度

予定する研修内容等：

- ① _____ : 時間程度
② _____ : 時間程度
③ _____ : 時間程度

(記載例)

痛みに関する最新の知見に基づく講義：2時間程度

痛みセンターにおける診療への実習参加：2時間程度

4. 平成29年度事業の進捗状況について

※ 平成29年度に本事業を本応募内容と同じ痛みセンターとの連携による慢性疼痛診療体制で実施している場合に限り記載。

※ 連携体制の構築状況、具体的な連携手法及びその効果について、記載する。

※ 上記の記載を裏付ける定量的な実績を記載する。

例 診療連携体制参加機関数 ○医療機関

合同カンファレンス開催回数 △回

研修会開催回数 ●●回、受講延べ人数 ●●回

(別紙2)

経費内訳書

区 分	支 出 予 定 額			備 考
	員 数	単 価	金 額 (円)	
〇〇〇費 〇〇〇費 〇〇〇費 . . .				
〇〇〇費 〇〇〇費 〇〇〇費 . . .				
〇〇〇費 〇〇〇費 〇〇〇費 . . .				
合計				

平成30年度慢性疼痛診療体制構築モデル事業実施要綱

1. 目的

慢性の痛みを来す疾患は、筋骨格系及び結合組織の疾患、神経疾患等の内科的疾患、線維筋痛症や複合性局所疼痛症候群等の原因不明のものまで多種多様な一方で、客観的な評価が困難で、標準的な評価法や診断法は未確立のため、慢性の痛みを抱える患者は周囲から理解を得られにくく一人で悩みを抱えている。こうした、精神医学的要因、心理的要因等が複雑に関与して痛みを増悪させることから、慢性の痛みの診療においては、診療科の枠組みを超えた集学的な対応が求められる。

現在、厚生労働行政推進調査事業費補助金（慢性の痛み政策研究事業）における「慢性の痛み診療・教育の基礎となるシステム構築に関する研究」（以下「痛み研究班」という。）において、患者が身近な医療機関で診療できるよう地域の医療機関との連携について研究を進めている。

本事業は、研究で得られた成果（連携ツール等）をもとに、集学的な慢性疼痛診療の連携を実践し、その成果を痛み研究班等により評価・検証・分析を行うことで、地域の実情、医療資源等の配置状況等に応じた適切なモデルの構築に取り組むものである。

2. 実施主体

公募により選定する法人

3. 事業内容

(1) 当該地域における痛み診療に関する医療資源等の実情を踏まえ、地域において、集学的な診療体制を構築している医療機関（別紙に掲げる、痛み研究班により設置される痛みセンター連絡協議会の構成施設 21 施設。以下「痛みセンター」という。）を中心に、痛みセンター及び地域の中核的な医療機関や地域のかかりつけ医（以下「連携機関」という。）との診療連携により、慢性疼痛患者を診療する体制（以下「慢性疼痛診療体制」という。）を構築する。

(2) 慢性疼痛診療体制の満たすべき要件

(1) により構築する慢性疼痛診療体制は、以下に掲げる要件を満たすこととする。

- ① 少なくとも1箇所以上の痛みセンターが慢性疼痛診療体制に組み込まれているか、又は慢性疼痛診療体制の全体について、指導・助言を行える立場にあること。ただし、地域に痛みセンターがない場合など、特段の理由がある場合には必須としない。
- ② 連携機関の連携により、整形外科、麻酔科、脳外科、内科、心療内科、精神科、歯科等などの診療が受けられる体制を構築し、かつ、関係する診療科の各

職種の医療従事者等により、連携して治療に当たるチーム医療が行える体制を構築していること。

③ ①及び②を満たすことにより受診を希望する慢性疼痛患者について、受診の機会の確保に努めること。

④ 患者の病状等に応じ、地域のかかりつけ医等の身近な医療機関での診療を促していくこと。

(3) 必須実施内容

地域の医療資源等の実情に応じ、創意工夫によった様々な実施体制が想定されるが、(2)に掲げる要件を満たしながら、以下に掲げる事項については、必ず実施することとする。

① 痛み診療コーディネーターの配置

痛みセンターに、慢性疼痛診療体制全体の調整を行うため、必要な連携、調整にあたる痛みコーディネーターを配置する。

なお、痛みコーディネーターは、看護師等の医療従事者等とする。

② 研修会の開催

慢性の痛みや、その診療に関する情報が不足していると考えられることから、連携機関以外の医療機関にも、痛みの診療に関する知見・知識を広げるため、地域の医療機関の医療従事者等を対象に、以下に留意して研修会を開催する。

ア 痛みに関する科学的根拠に基づいた最新の知見、情報等を整理して提供する。

イ 疾患毎の縦断的な内容ではなく、痛みという症状に着目した横断的な内容とする。

ウ 医学的技術や知見・情報の講義にとどまらず、痛みを抱える患者の診療を行う上で必要な、実技（実習等を含む。）等の実際的な内容とする。

4. 留意事項

(1) 痛み研究班において、痛みセンターと地域医療の連携モデルの構築に関する研究を進めており、本事業の実施主体においては、当該研究班と連携を図ること。

(2) 平成30年度からだの痛み相談・支援事業において、慢性の痛みを抱える患者からの相談及び患者の支援のための普及啓発等を実施することとしており、本事業の実施主体においては、当該事業の実施主体（公募により選定）と適宜連携を図ること。

(3) 3の(3)の②の研修会の開催に当たっては、地域の医師会や関係する学会等へ広く周知を行うこと。

5. 国の補助

国は、公募要領により選定された法人が本要綱に基づいて実施する事業に要する経費について、厚生労働大臣が別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助を行う。

6. その他

その他、本事業の実施に当たり、本要綱に定めのない事項については、厚生労働省健康局難病対策課と協議の上、決定する。

(別紙)

痛みセンター連絡協議会の構成施設

1. 札幌医科大学附属病院
2. 福島県立医科大学附属病院
3. 新潟大学医歯学総合病院
4. 獨協医科大学病院
5. 千葉大学医学部附属病院
6. 日本大学医学部附属板橋病院
7. 順天堂大学医学部附属順天堂医院
8. 東京慈恵会医科大学附属病院
9. 横浜市立大学附属市民総合医療センター
10. 富山大学附属病院
11. 名古屋市立大学病院
12. 愛知医科大学病院
13. 三重大学病院
14. 滋賀医科大学附属病院
15. 大阪大学医学部附属病院
16. 岡山大学病院
17. 山口大学医学部附属病院
18. 愛媛大学医学部附属病院
19. 高知大学医学部附属病院
20. 九州大学病院
21. 佐賀大学医学部附属病院

(厚生労働科学研究費補助金慢性の痛み対策ホームページより)